

# 今さら聞けない？ 人生100年を支える社会保険

公的年金と医療保険、一緒に確認しましょう！

2022年3月25日

辻・本郷 社会保険労務士法人

社会保険労務士

鈴木 裕貴

# 本日のアジェンダ

## 1. 老齢年金の基本



退職後の失業保険と年金

## 2. 遺族年金（65歳以降）の基本

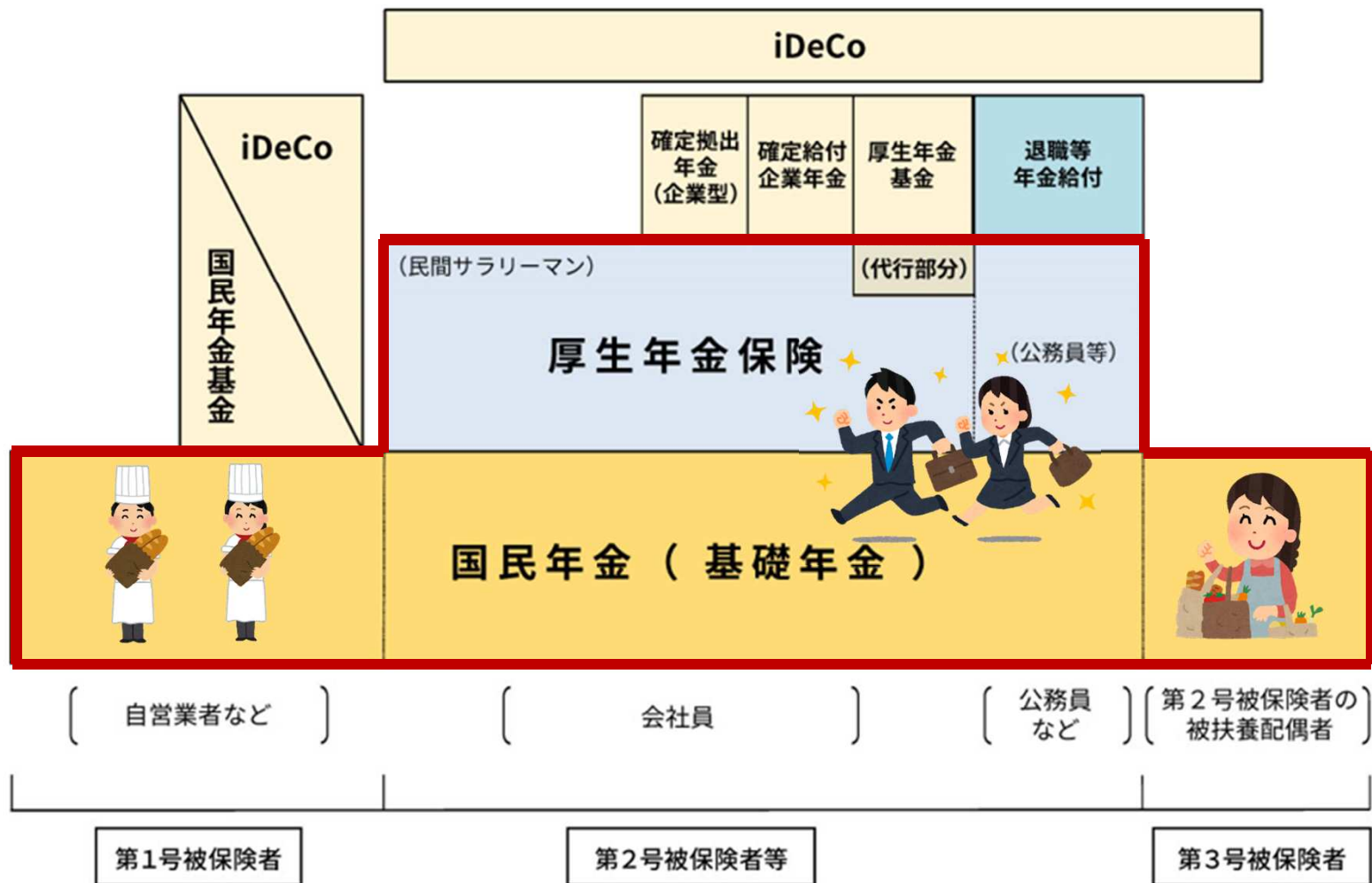
## 3. 退職後の健康保険の選択



知らないと損する！？高額療養費制度

# 1. 老齢年金の基本

## ① 老齢年金の仕組み



# 1. 老齢年金の基本

## ②いくらもらえる？

### ➤ 老齢基礎年金（令和4年4月分から）

$$777,800円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{4}{8} + \text{4分の1納付月数} \times \frac{5}{8} + \text{半額納付月数} \times \frac{6}{8} + \text{4分の3納付月数} \times \frac{7}{8}}{40年（加入可能年数） \times 12月}$$

### ➤ 具体例（加入期間38年の場合）

$$777,800円 \times (38年 \times 12ヶ月) / (40年 \times 12ヶ月)$$

$$= 738,910円$$

# 1. 老齢年金の基本

## ②いくらもらえる？

### ➤ 老齢厚生年金

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{平均標準} \\ \text{報酬月額} \end{array} \times \left( \frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.125}{1000} \right) \times \begin{array}{l} \text{平成15年3月までの} \\ \text{被保険者期間の月数} \end{array} \right. +$$
$$\left. \begin{array}{l} \text{平均標準} \\ \text{報酬額} \end{array} \times \left( \frac{7.31}{1000} \sim \frac{5.481}{1000} \right) \times \begin{array}{l} \text{平成15年4月以後の} \\ \text{被保険者期間の月数} \end{array} \right\}$$

生年月日に応じた率

### ➤ 具体例

～平成15年3月：264ヶ月（22年）、平均標準報酬月額：34万円  
平成15年4月～：192ヶ月（16年）、平均標準報酬額：44万円

(34万円×7.125/1000×264ヶ月+44万円×5.481/1000×192ヶ月)

**= 1,102,575円**

# 1. 老齢年金の基本

## ②いくらもらえる？

### ➤ 自営業世帯 モデル年金額

夫：老齢基礎年金（78万円）

妻：老齢基礎年金（78万円）

**合計 156万円（月額13万円）**

### ➤ 会社員世帯 モデル年金額

夫：老齢厚生年金（110万円）

夫：老齢基礎年金（78万円）

妻：老齢基礎年金（78万円）

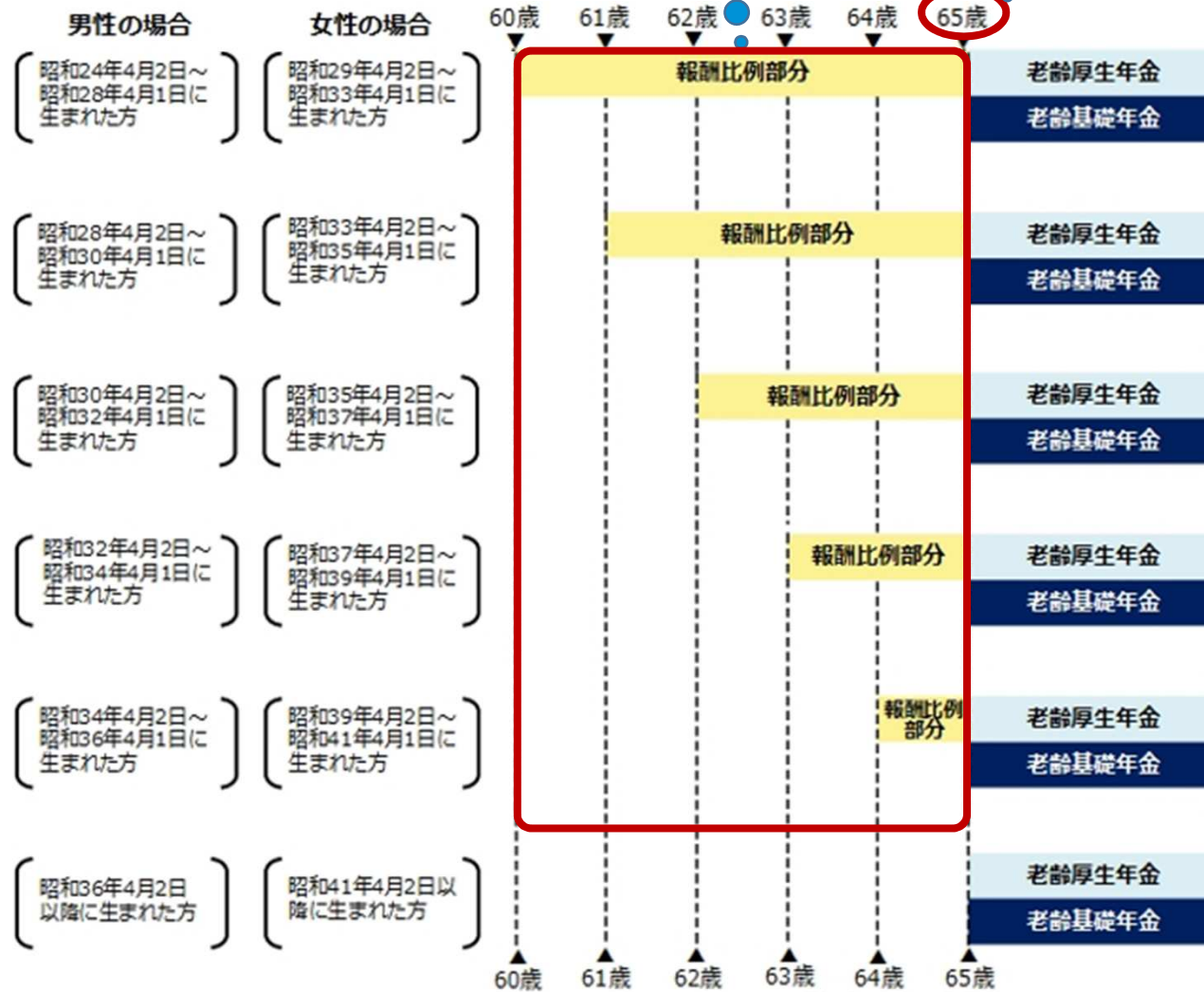
**合計 266万円（月額22.2万円）**

# 1. 老齢年金の基本

## ③いつからもらえる？

特別支給の  
老齢厚生年金

原則65歳  
から





# 1. 老齢年金の基本

## ④ いつ・どこに請求する？

～ 請求手続きに関する案内が送られてきます～

### 特別支給の老齢厚生年金がもらえる方

在職のため、全額支給停止となる方も、年金請求書が送られてきたら、支給開始年齢で手続きされることをおすすめします。

#### 支給開始年齢の3カ月前

※特別支給の老齢厚生年金の受給資格(期間要件)が確認できない方は、60歳到達月の3カ月前に、「年金に関するお知らせ(ハガキ)」が送られてきます。

### 国民年金のみの方

厚生年金の加入期間が1年未満の方、特別支給の老齢厚生年金を未請求の方

#### 65歳になる3カ月前

※特別支給の老齢厚生年金を未請求の方は、65歳前に提出しましょう。

(送られてくるもの)

緑の封筒に入った年金請求書



### 特別支給の老齢厚生年金を受給している方

#### 65歳になる誕生月の初め頃

※転居などで、日本年金機構で管理している住所と違う場合、書類が届かないことがありますので、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

(送られてくるもの)  
年金請求書(ハガキ形式)



▲加給年金額対象者有り

▶加給年金額対象者無し

### 厚生年金を受給している方



#### 65歳到達時の注意点

65歳時には「年金請求書」(ハガキ)の提出が必要です。

「年金請求書」(ハガキ)を提出しないまましていると、年金の支払いが一時止まります。60歳から報酬比例部分の年金を受給している方が65歳以降も引き続き年金を受けられる場合は、「年金請求書」(ハガキ)の線下げ欄に○印をしないで提出します。

案内が送られてきたら、支給開始年齢の誕生日の前日以降に、最寄りの**年金事務所**に提出します。

手続きから1～2ヶ月すると、「年金証書・年金決定通知書」が送られてきます。

さらに1～2ヶ月すると「年金振込通知書」が送られ、初回分の年金が指定口座に入金されます。





# 定年退職後、失業保険はもらえる？

## A. もらえます。

ただし、次の2つの条件を満たしておかなければなりません。

### ① 雇用保険の加入期間

最低1年以上※、雇用保険に加入していることが必要。

※賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が12ヶ月以上。

### ② 退職後の働く意志と求職活動

働く意欲や就職できる能力があり、求職活動※を行うことが必要。

※会社から発行を受けた「**離職票**」を最寄りの**ハローワーク**に提出し、  
求職の申込みを行うこと。



# 失業保険はいくらくらいもらえる？

## A. 勤続年数や退職時年齢でさまざま異なります。

### ① 65歳未満の場合

雇用保険 加入期間	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日分	120日分	150日分

### ② 65歳以上の場合

雇用保険 加入期間	1年未満	1年以上
65歳以上	30日分（一括）	50日分（一括）

### ③ 単価（基本手当日額）

退職日直前6ヶ月の平均賃金日額の45～80%（概ね4,000～7,000円くらい）

➤ 具体例（退職時65歳、平均月給40万円、勤続1年以上の場合）  
 $(40万円 \div 30日) \times 50\% \times 50日$

# ≒333,300円

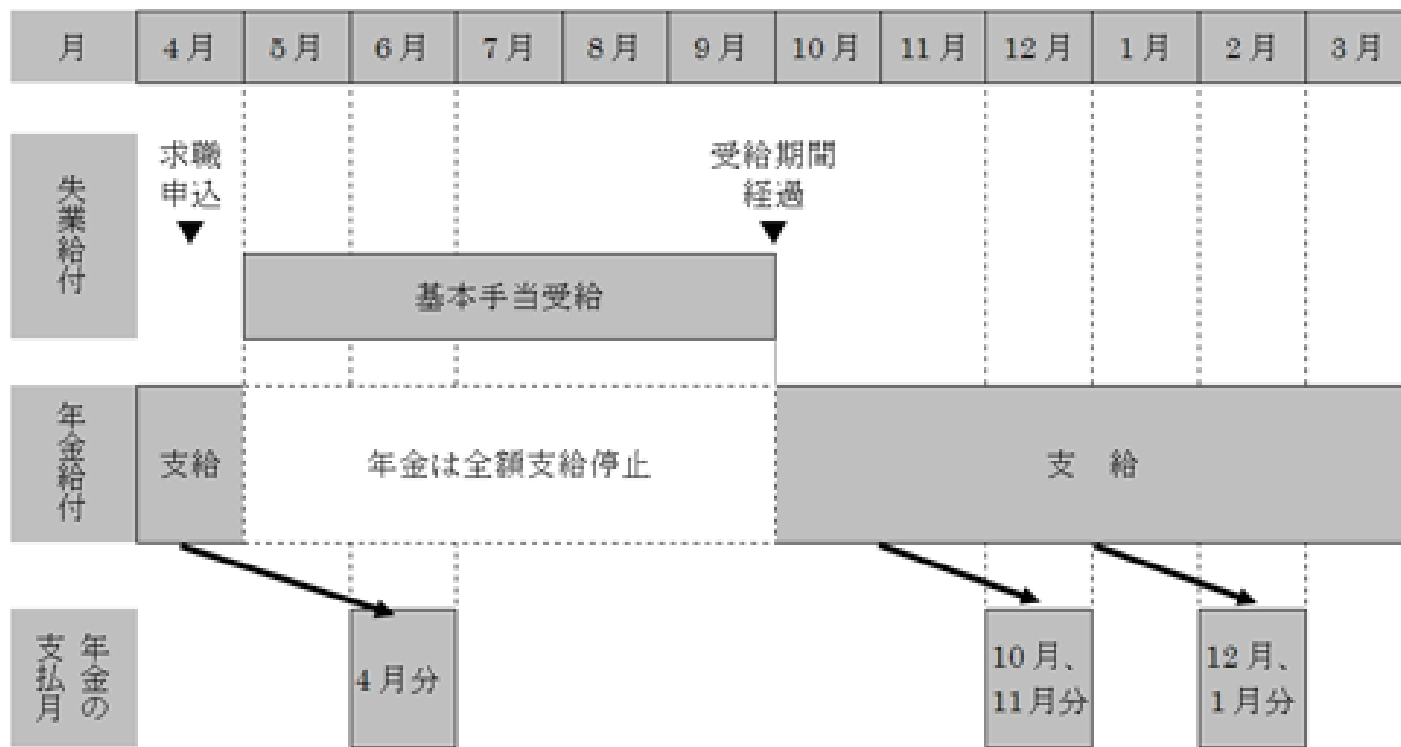


# 失業保険は年金と一緒にもらえる？

**A. 65歳未満は併給調整あり、65歳以降は併給可能です。**

## ➤ 失業保険と年金との調整

ハローワークで求職の申込みを行った日の属する月の翌月から失業給付の受給期間が経過した日の属する月まで、年金が全額支給停止されます。



## 2.遺族年金の基本

### ①配偶者（老齢年金受給中）が亡くなられた場合の遺族年金

#### 《基本》

- 老齢基礎年金のみ受給の配偶者が死亡の場合  
⇒**遺族基礎年金**が支給される
- 老齢厚生年金受給の配偶者が死亡の場合  
⇒**遺族基礎年金**と**遺族厚生年金**が支給される



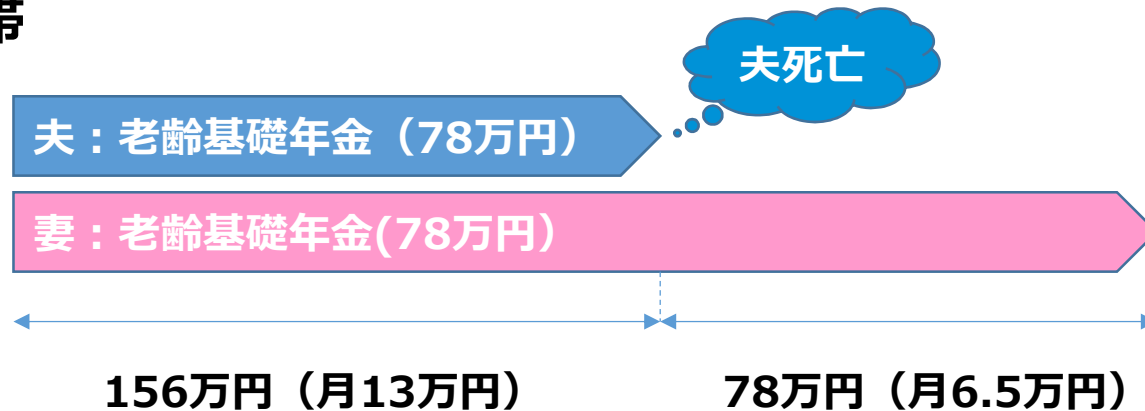
#### 《要件》

- 遺族基礎年金は、
  - ・死亡した者に生計維持されていた「**子**」または「**子のある配偶者**」にのみ支給される
  - ※「**子**」= 18歳に達した後の最初の3月末までの未婚の子
- 遺族厚生年金の支給要件は「**子の有無**」は問われない

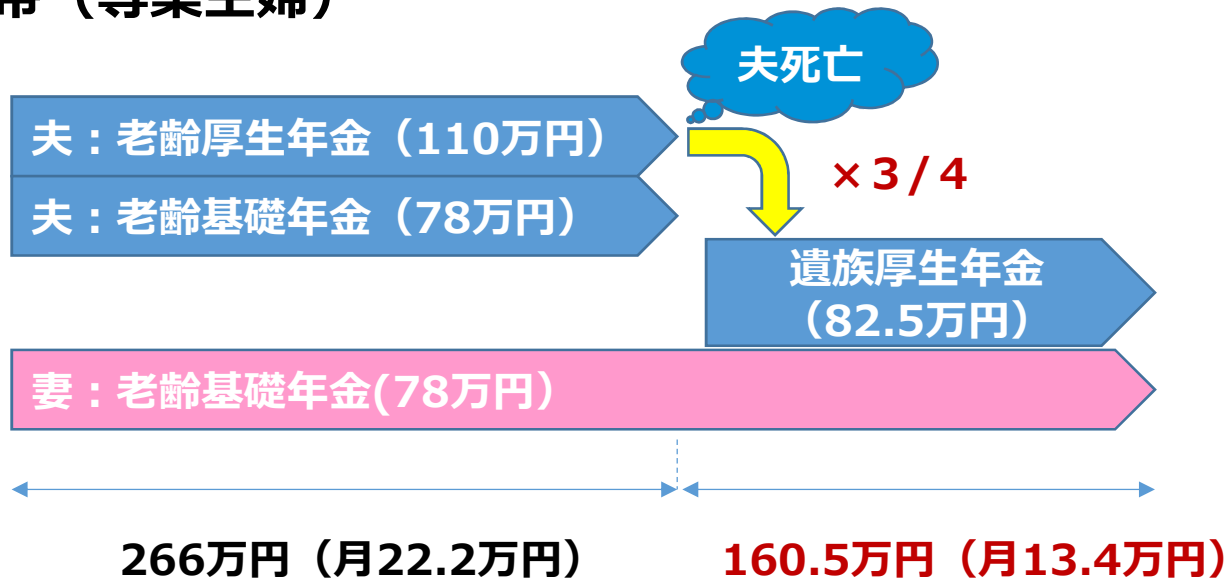
## 2.遺族年金の基本

### ②モデルケース（「子」なし）

#### ➤自営業世帯



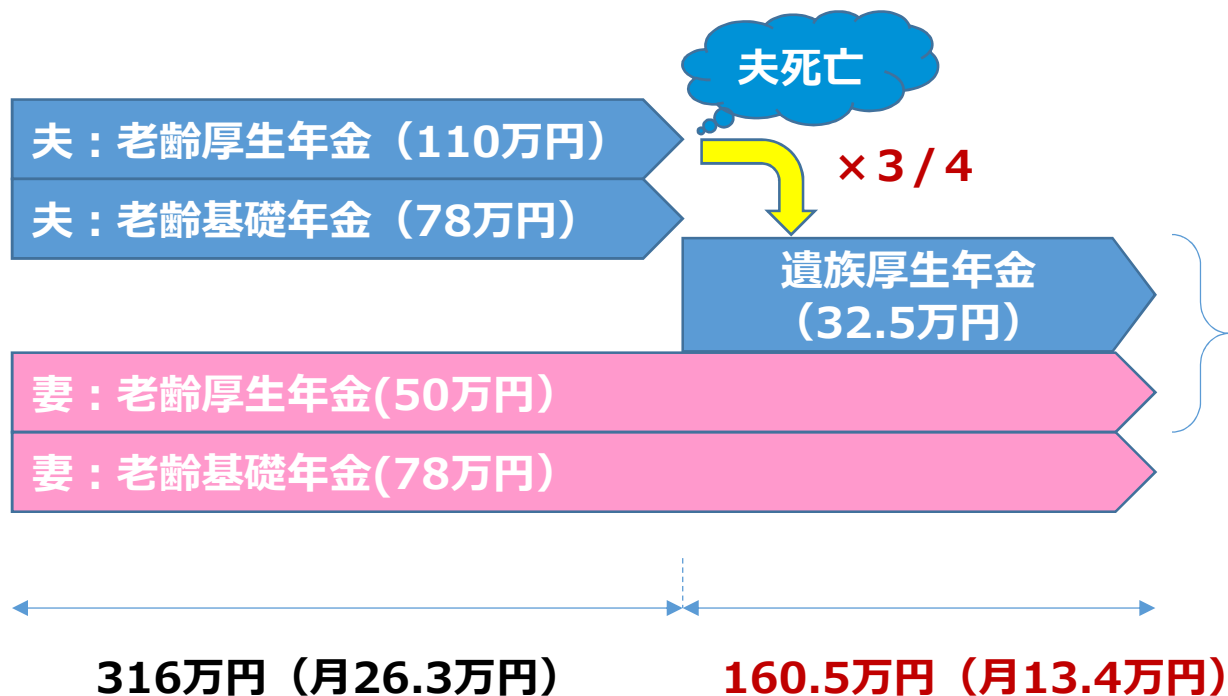
#### ➤会社員世帯（専業主婦）



## 2.遺族年金の基本

### ②モデルケース（「子」なし）

#### ➤会社員世帯（共働き）



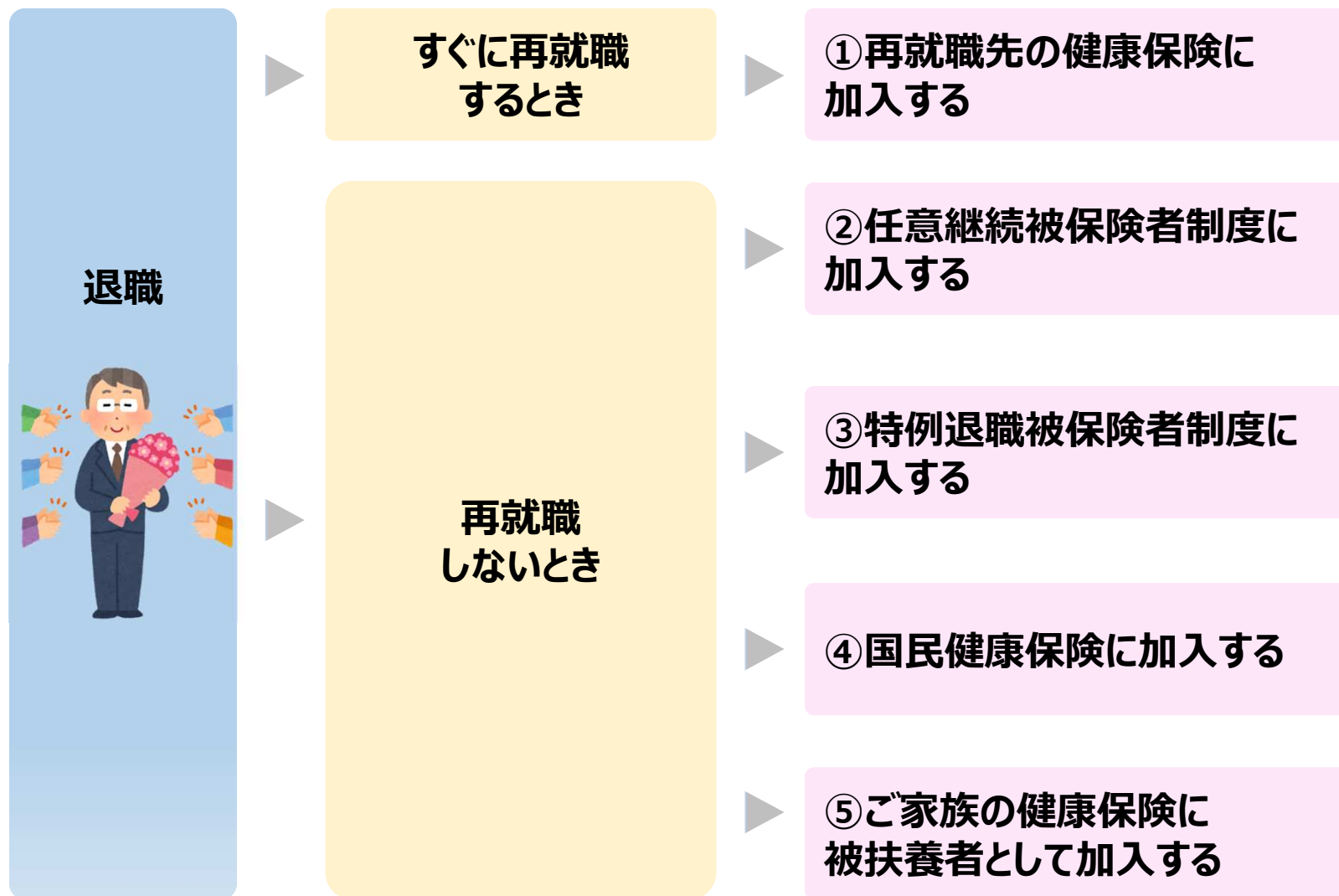
以下の3つを計算し、最も高くなる額が支給される。  
※

- ①遺族厚生年金
- ②老齢厚生年金
- ③遺族厚生年金  $\times 2/3$   
+  
老齢厚生年金  $\times 1/2$

※①～③は自動計算の上、決定されますが、実務上は遺族の老齢厚生年金が優先支給（50万円）され、差額（32.5万円）が遺族厚生年金として支給されます。

# 3.退職後の健康保険

## ①退職後～75歳まで





# 3.退職後の健康保険

## ②手続きなど

①再就職先の健康保険に加入する

再就職先の会社にて手続きしてください

②任意継続被保険者制度に加入する

退職後20日以内に申請してください

③特例退職被保険者制度に加入する

※大企業などの一部の健康保険組合のみ（個別にご確認ください）

④国民健康保険に加入する

退職後14日以内に市区町村役所にて手続きしてください

⑤ご家族の健康保険に被扶養者として加入する

ご家族の会社にて手続きしてください

# 3.退職後の健康保険

## ②後期高齢者医療制度（75歳～）

後期高齢者医療制度は、75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の方が加入する健康保険です。従来の老人保健制度に代わり、2008年（平成20年）4月より施行されました。

75歳になると、新たに後期高齢者医療制度の保険証が交付されますので国民健康保険等の保険証はすみやかに保険者にご返却ください。

### <自己負担>

医療機関等の窓口での支払いは医療費等の1割～3割（所得区分による）です。

### <保険料>（東京都の場合）

均等割額44,100円、+所得割率8.72%

保険料の賦課限度額は被保険者一人につき64万円



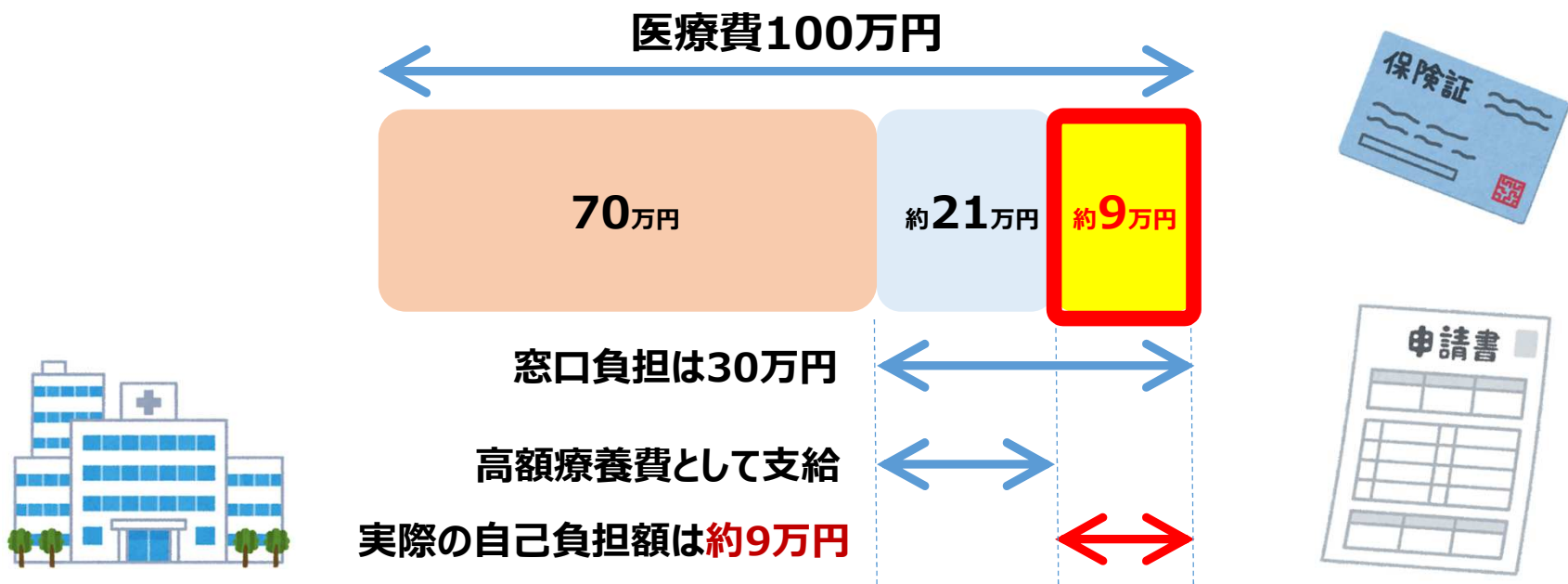


# 知らないと損をする！？高額療養費制度とは？

## ➤ 高額療養費制度とは

病院や薬局でかかった医療費の自己負担額が、ひと月で一定額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です。高額療養費制度では、年齢や所得に応じて、ご本人が支払う医療費の上限が定められており、またいくつかの条件を満たすことにより、さらに負担を軽減する仕組みも設けられています。

➤ 例:70歳未満で年間所得約210～600万円の方で、ひと月（月の初めから終わりまで）に100万円の医療費がかかった場合



# 参考文献等



- サンライフ企画編『よくわかる年金制度のあらまし[令和3年度版]』  
(サンライフ企画、2021)
- 厚生労働省ホームページ
- 日本年金機構ホームページ
- 全国健康保険協会ホームページ 等

ご清聴ありがとうございました。

---

資料作成

---

-  社会保険労務士 刈谷 研一(かりや けんいち)
-  社会保険労務士 鈴木 裕貴(すずき ひろき)

**辻・本郷 社会保険労務士法人**

東京都新宿区新宿3-1-1

世界堂ビル7階

Tel : 03-5361-8061